

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長野県長野市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和8年6月19日

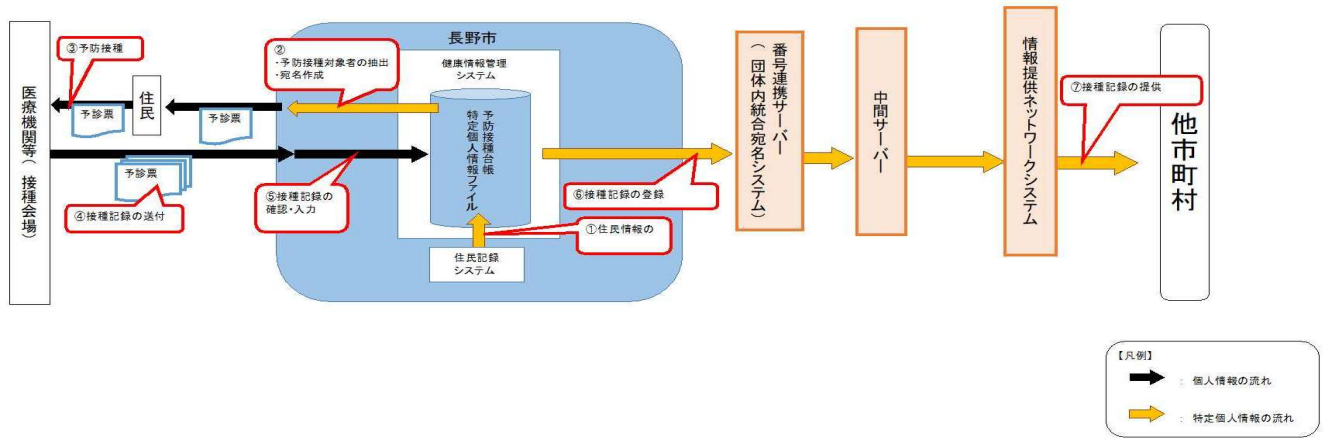
項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (番号連携サーバー(団体内統合宛名システム))
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種の接種勧奨、適切な予防接種実施に向け、対象者の把握及び接種記録の管理を行うため。
②実現が期待されるメリット	接種記録を管理し住民基本情報と突合することで、適正な予防接種の実施につながる。また、未接種者に対する接種勧奨が可能になる等、接種率の向上につながる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第14、126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の3
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <small><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</small>

②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第25、26、153、154の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第25、27、28、29、153の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健所 健康課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①住民記録システムから住民基本情報を取得する。
- ②①の情報に基づき、要件に該当する各予防接種の対象者を抽出し宛名を作成、予診票を送付する。
- ③対象者は予診票を持参し、定期予防接種実施医療機関にて予防接種を受ける。
- ④定期予防接種実施医療機関から実施した住民の予診票が提出されるため、受理する。
- ⑤受理した予診票の内容を確認し、健康情報管理システムに接種記録を入力する。
- ⑥番号連携サーバーへ接種記録を登録する。
- ⑦他市町村からの照会に応じて、接種記録を提供する。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(住民情報項目)

- ・宛名番号
- ・世帯番号
- ・カナ氏名
- ・通称カナ名
- ・通称名
- ・生年月日
- ・性別
- ・続柄1
- ・異動事由
- ・異動日
- ・異動届出日
- ・住民になった事由
- ・住民でなくなった事由
- ・住民区分
- ・住所コード
- ・町内会コード
- ・方書日本語
- ・郵便番号
- ・住所日本語
- ・個人予備1

(接種記録情報)

- ・宛名番号
- ・接種コード
- ・接種回数
- ・接種・予診日
- ・年度
- ・性別
- ・接種判定
- ・接種日年齢
- ・年度末年齢
- ・実施区分
- ・実施医療機関
- ・Lot.No
- ・接種量
- ・接種番号
- ・問診医
- ・接種医
- ・請求日(月)
- ・対象外判定
- ・未接種理由
- ・医師の判断
- ・特記事項

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	長野市の住民基本台帳に記載がある者または記載があった者で、予防接種法等関連法令に定められる予防接種または長野市が実施する任意予防接種の対象者。 長野市に居住する者または居住していた者で住民基本台帳に記載がなく、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者。
その必要性	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種対象者を適正に把握し、予防接種事業を実施するため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(内部番号): 接種対象者を正確に特定するため。また、番号連携サーバーとの接続に必要であるため。 ・4情報: 予診票に記入された情報と突合するため。また、接種勧奨に使用するため。 ・健康・医療関係情報: 予防接種に関する記録の作成、管理を行うため。また、接種勧奨に使用するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成29年6月1日
⑥事務担当部署	保健所 健康課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（地域・市民生活部市民窓口課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（ ） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（ ） <input type="checkbox"/> 民間事業者（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（ ）								
③入手の時期・頻度	・本人又は本人の代理人からは、予防接種法に規定されている各種申請を受ける都度 ・庁内連携システムでの住民基本情報は日次								
④入手に係る妥当性	住民基本情報は、予診票や申請書に記載された情報と突合し、法令等に基づく接種対象であることを確認すること及び、接種勧奨に使用するために取得している。								
⑤本人への明示	予防接種記録は、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の8により記録、保管が義務付けられており、本人等が記入する予診票に市へ接種記録が提出されることを明示し、本人等から同意の署名を得ている。								
⑥使用目的 ※	予防接種対象者の特定、予防接種記録の作成・管理、接種勧奨に使用するため。								
	変更の妥当性								
⑦使用の主体	使用部署 ※	保健所 健康課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>1. 予防接種対象者の特定、接種勧奨 住民基本情報と接種記録を基に予防接種対象者を抽出し、予診票の送付や接種勧奨を行う。</p> <p>2. 予防接種記録の登録、保管、管理 健康情報管理システムに医療機関等から受理した接種記録(予診票)を登録し、保管・管理を行う。</p> <p>3. 申請内容等の確認 予診票再発行の受付時や市外接種の申請時に、住民基本情報や接種履歴を参照する。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>上記「⑧使用方法」欄に示す事務を正確かつ効率的に行うため、宛名番号(内部番号)及び4情報をを用いて予防接種対象者の情報と突合する。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>予防接種実施状況の把握や厚生労働省及び都道府県への接種状況報告は行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>予防接種対象者の決定</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成29年6月1日</p>

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	申請時において、申請内容や本人確認書類（身分証明書）の確認を行い、対象者以外の情報を入手することがないようにしている。 紙媒体の予防接種関係情報は、4情報にて対象者であることを確認してから処理を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 住民基本情報は基幹系ネットワークの長野市基幹系システム共通ファイルのデータを取得しており、現在住民である者又はかつて住民であった者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	住民基本情報の入手については、必要な情報のみに項目は定められているため、不要な情報の入手はおこなえない仕組みが講じられている。 予防接種記録関係情報は、予防接種法関連法令に定められた様式に基づき必要な項目のみを入手する様式で限定している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	健康情報管理システムを利用する必要がある職員に対して、個人ごとにIDとパスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとしている。 システムの操作記録を保存しており、操作した職員および対象者を追跡できるようにしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	当市の住民記録システムから得ている住民基本情報は、住民記録システムへの登録担当部署にて本人確認を行っている。 医療機関等から入手する予防接種記録関係情報は、予診票または申請書等に記載されている基本4情報に基づき健康情報管理システムで突合、確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	当市の住民記録システムから情報を入手しており、真正性は担保されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	予防接種記録関係情報を入力、削除、修正を行う場合は、処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで正確性を担保している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	予診票や申請書などの紙媒体は、定められた保管場所で管理し、漏えい、紛失を防止している。 健康情報管理システムはインターネットにつながるネットワークではなく、特定個人情報を取扱う専用回線を用いる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	システム間のアクセスは必要な情報のみに限定されている。法令に基づく事務で使用する以外の情報の連携は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	健康情報管理システムは個人番号の使用を制限しており、健康情報管理システムから目的を超えた紐付けが行われることはない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	端末を使用するための生体認証を行っており、システムにログインするためにはユーザーID、パスワードによる認証を行っている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	健康情報管理システムのアクセス権限は、人事異動等ユーザーに変更が生じた際はユーザーIDの管理者がアクセス権限の登録、失効を速やかに行っている。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	健康情報管理システムのアクセス権限は、人事異動等ユーザーに変更が生じた際はユーザーIDの管理者がアクセス権限の登録、失効を速やかに行っている。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システムの使用履歴をアクセスログとして保存しており、使用した対象者の宛名番号を記録している。記録は健康管理システムで確認できる。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	ログイン情報を記録し、操作者の特定を可能としている。また、業務上必要のない検索又は抽出が行われた(行われている)記録を把握した場合は、担当者(該当者)へのヒアリングを実施する。全職員を対象に情報セキュリティについて自己点検を行い、事務外利用禁止について周知を徹底し抑止している。職員以外の委託先等には、当該事項について「情報セキュリティ要件」として契約書に盛り込んでいる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムからの抽出データには個人番号を含めることができない仕組みにしている。よって、端末に特定個人情報ファイルが作成されないようにしている。システム上、情報の複製は行えない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	プライバシーマーク及びISMS認証を取得している事業者に限る。 個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置の3つについて確認する。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を最小限に限定するため、委託作業者の名簿を提出させている。 閲覧・更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	作業を行う際は事前に作業者と作業内容を記載した申請書を提出させている。 作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残している。 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	他者(再委託先)への特定個人情報の提供の際には、再委託の必要性、再委託先での管理方法、セキュリティ管理体制等の報告を受け、問題がない場合に限り承認する。 契約に基づき、個人情報の管理状況等について、必要があれば随時に報告を求め調査を行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	業務委託については、業務実施場所を原則本市庁舎内に限定している。委託先はデータの持出が必要な場合は承認を受ける必要があり、またデータは暗号化処理等の事故防止措置を講じた上、預かり証を委託元へ提出しなければならない。 契約に基づき、個人情報の管理状況等について、必要があれば随時に報告を求め調査を行う。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約書において、業務委託が終了した場合は、委託先の責任と負担において、速やかに個人情報を委託元に返還、破棄若しくは消去をしなければならない旨を規定している。また、委託元は必要に応じて、個人情報の返還又は廃棄を指示することができる。 契約事項に基づき、特定個人情報の取扱いについて書面にて、破棄、消去方法、完了日等を報告させ、必要があれば当市職員が現地調査することも可能としている。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報取扱特記事項 ・個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止 ・個人情報の漏えい禁止 ・再委託の禁止(事前承認した場合を除く。) ・委託業務の目的以外での個人情報の使用禁止 ・個人情報の複写及び複製の禁止 ・事故発生時における報告義務 ・個人情報が掲載された資料等の返還義務又は廃棄義務 ・事業所内からの個人情報の持出しの禁止 ・個人情報を取り扱う従業員の明確化 ・従業員に対する監督及び教育 ・契約内容の遵守状況に係る報告 ・実地調査の実施	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） **[○] 提供・移転しない**

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--	--	--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供において、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会、提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。(※)</p> <p>②既存システムからの接続に対して認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供システムネットワークを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政システム等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバーソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>※情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法で情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを排除する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><長野市における措置> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋にサーバーを設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><長野市における措置> ・不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新する。 また、情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は半月に一度、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切かどうかを確認する。 ・不正アクセス対策 不正な外部からのアクセスについてはファイアウォールで遮断する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の特定個人情報は、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号を含む住民基本情報は、住民記録システムから日次でデータを取得し更新することにより、最新化している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	予診票等の紙媒体については、5年保管した後、溶解処分をしている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p>
具体的なチェック方法	<p>評価書の記載内容に沿って運用がなされていることを年に1回担当部署内でチェックする。チェックの結果、不備が生じていることが明らかになった際は、速やかにその問題を究明し、是正する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない</p>
具体的な内容	<p><長野市における措置> 個人情報保護、情報セキュリティ担当部署が以下の観点により内部監査を年1回実施し、その監査の結果を踏まえて体制や規定を改善していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない</p>
具体的な方法	<p><長野市における措置> 全職員を対象に情報セキュリティについて自己点検、e-ラーニング等を通じ継続的に教育・啓発を実施する。 違反行為を行った者には、指導を行い、違反行為の内容によっては、懲戒処分の対象となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ対策等を実施することとしている。 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部 文書情報管理課 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 閲覧は無料。ただし、写しの交付を希望する場合は、写しの作成及び送付に要する費用について実費負担。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	保健所 健康課 380-0928 長野市若里六丁目6番1号 電話番号 026-226-9964
②対応方法	問合せを受け付けた際は、対応内容について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年2月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	本庁(行政資料コーナー)、保健所健康課及び各支所に意見用紙を配置し、広報紙、ホームページ等を通じて意見募集(パブリックコメント)を行う。
②実施日・期間	令和3年11月24日 ~ 令和3年12月28日 (35日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年3月26日
②方法	長野市個人情報保護審査会において実施
③結果	長野市個人情報保護審査会において、予防接種に関する事務の全項目評価書(案)について特定個人情報保護評価指針に基づき、適合性及び妥当性の2つの観点から審査を行い、懸念する事項は認められない。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	1. ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の接種記録の管理 3. 転出・死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 健康情報管理システムへの接種記録データ移行 6. 健康情報管理システムからの接種記録データ移行 7. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	1. ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の接種記録の管理 3. 転出・死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 健康情報管理システムへの接種記録データ移行 6. 健康情報管理システムからの接種記録データ移行 7. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 8. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 9. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に關する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象にもなり得るものと考えられているため、本評価書の内容は事後評価とする。
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[C]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	[C]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事後	同上
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手の時期・頻度	住民基本情報は日次。 実施医療機関等で接種した記録は、原則月に1回提出される予診票を基に入手。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ)。 転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	住民基本情報は日次。 実施医療機関等で接種した記録は、原則月に1回提出される予診票を基に入手。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	同上
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	予防接種記録は、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の8により記録、保管が義務付けられており、本人等が記入する予診票に市へ接種記録が提出されることを明示し、本人等から同意の署名を得ている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	予防接種記録は、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の8により記録、保管が義務付けられており、本人等が記入する予診票に市へ接種記録が提出されることを明示し、本人等から同意の署名を得ている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	同上
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧本人への明示	1. 予防接種対象者の特定、接種動奨 住民基本情報と接種記録を基に予防接種対象者を抽出し、予診票の送付や接種動奨を行う。 2. 予防接種記録の登録、保管、管理 健康情報管理システムに医療機関等から受理した接種記録(予診票)を登録し、保管・管理を行う。 3. 申請内容等の確認 予診票再発行の受付時や市外接種の申請時に、住民基本情報や接種履歴を参照する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 1. 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 2. 当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	1. 予防接種対象者の特定、接種動奨 住民基本情報と接種記録を基に予防接種対象者を抽出し、予診票の送付や接種動奨を行う。 2. 予防接種記録の登録、保管、管理 健康情報管理システムに医療機関等から受理した接種記録(予診票)を登録し、保管・管理を行う。 3. 申請内容等の確認 予診票再発行の受付時や市外接種の申請時に、住民基本情報や接種履歴を参照する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 1. 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 2. 当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 3. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	同上
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧本人への明示 情報の突合	上記「⑧使用方法」欄に示す事務を正確かつ効率的に行うため、宛名番号(内部番号)及び4情報を用いて予防接種対象者の情報と突合する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。 (転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当該処理を行う。)	上記「⑧使用方法」欄に示す事務を正確かつ効率的に行うため、宛名番号(内部番号)及び4情報を用いて予防接種対象者の情報と突合する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	同上
令和6年3月26日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	同上
令和6年3月26日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取扱う必要がある。	事後	同上
令和6年3月26日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[C]その他 (LG-WAN回線を用いた提供)	[C]その他 (LG-WAN回線を用いた提供 (VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	同上
令和6年3月26日	6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p><長野市における措置> 施設にて入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはパスワード等によりアクセスが制限されている。予診票や申請書類等の紙媒体については、施設可能な書庫内に保管。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>	<p><長野市における措置> 施設にて入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはパスワード等によりアクセスが制限されている。予診票や申請書類等の紙媒体については、施設可能な書庫内に保管。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	事後	同上
令和6年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>申請時において、申請内容や本人確認書類(身分証明書)の確認を行い、対象者以外の情報を入手することがないようにしている。</p> <p>紙媒体の予防接種関係情報は、4情報にて対象者であることを確認してから処理を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>住民基本情報は基幹ネットワークの長野市基幹システム共通ファイルのデータを取得しており、現在住民である者又はかつて住民であった者以外の情報を入手することはない。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報をワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>申請時において、申請内容や本人確認書類(身分証明書)の確認を行い、対象者以外の情報を入手することがないようにしている。</p> <p>紙媒体の予防接種関係情報は、4情報にて対象者であることを確認してから処理を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>住民基本情報は基幹ネットワークの長野市基幹システム共通ファイルのデータを取得しており、現在住民である者又はかつて住民であった者以外の情報を入手することはない。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	予診票や申請書などの紙媒体は、定められた保管場所で管理し、漏えい、紛失を防止している。 健康情報管理システムはインターネットにつながるネットワークではなく、特定個人情報を取扱う専用回線を用いる。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	予診票や申請書などの紙媒体は、定められた保管場所で管理し、漏えい、紛失を防止している。 健康情報管理システムはインターネットにつながるネットワークではなく、特定個人情報を取扱う専用回線を用いる。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	同上
令和6年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して本市が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	事後	同上
令和6年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	端末を使用するための生体認証を行っており、システムにログインするためにはユーザID、パスワードによる認証を行っている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。	端末を使用するための生体認証を行っており、システムにログインするためにはユーザID、パスワードによる認証を行っている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、本市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。	事後	同上
令和6年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	健康情報管理システムのアクセス権限は、人事異動等ユーザーに変更が生じた際はユーザIDの管理者がアクセス権限の登録、失効を速やかに行っている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。	健康情報管理システムのアクセス権限は、人事異動等ユーザーに変更が生じた際はユーザIDの管理者がアクセス権限の登録、失効を速やかに行っている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、本市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 本市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	ユーザーID、アクセス権限等を定期的にチェックし、業務上不要となったID、アクセス権限はユーザーIDの管理者にてユーザ使用可否の設定を不可にすることでアクセス権を削除している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。	ユーザーID、アクセス権限等を定期的にチェックし、業務上不要となったID、アクセス権限はユーザーIDの管理者にてユーザ使用可否の設定を不可にすることでアクセス権を削除している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効し、必要に応じて失効する。 当市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事後	同上
令和6年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	システムの使用履歴をアクセスログとして保存しており、使用した対象者の宛名番号を記録している。 記録は健康管理システムで確認できる。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	システムの使用履歴をアクセスログとして保存しており、使用した対象者の宛名番号を記録している。 記録は健康管理システムで確認できる。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じて随時に確認する。	事後	同上
令和6年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	プライバシーマーク及びISMS認証を取得している事業者に限る。 個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置の3つについて確認する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	プライバシーマーク及びISMS認証を取得している事業者に限る。 個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置の3つについて確認する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	同上
令和6年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において、当市への転入者については、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> ・他市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報をワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	同上
令和6年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	ワクチン接種記録システム(VRS)において、当市への転入者については、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場を必要最小限に限定している。 具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場を必要最小限に限定している。 具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	同上
令和6年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥ 技術的対策 具体的な対策の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	同上
令和6年3月26日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ① 自己点検 具体的なチェック方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	同上
令和6年3月26日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	同上
令和6年3月26日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	V開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ①請求先	総務部 庶務課 情報管理室	総務部 総務課 文書情報管理室	事後	同上
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の対象者及び発行した接種券のワクチン接種記録システム(VRS)への登録 ⑤接種記録の登録等の管理及び他市区町村への接種記録の照会・提供 ⑥接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報 ④接種記録の登録等の管理及び他市区町村への接種記録の照会・提供 ⑤接種者からの申請に基づく予防接種証明書の交付	事後	重要な変更当たらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)	削除	事後	重要な変更当たらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ②システムの機能	1. ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の接種記録の管理 3. 転出・死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 健康情報管理システムへの接種記録データ移行 6. 健康情報管理システムからの接種記録データ移行 7. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 8. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 9. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	削除	事後	重要な変更当たらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [○]その他(健康情報管理システム)	削除	事後	重要な変更当たらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	接種記録を管理し住民基本情報と突合することで、適正な予防接種の実施につながる。また、未接種者に対する接種勧奨が可能になる等、接種率の向上につながる。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については、個人番号を利用して他自治体等と情報連携することにより、転入転出時等における接種実施状況を把握し、誤った接種回数・接種間隔での接種を防止することができる。	接種記録を管理し住民基本情報と突合することで、適正な予防接種の実施につながる。また、未接種者に対する接種勧奨が可能になる等、接種率の向上につながる。	事後	重要な変更当たらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	I 基本情報 5. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第10項 第93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項、別表 第14、126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の3	事後	重要な変更当たらない(VRSの機能提供終了に伴う修正、法令名等の変更による修正)
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠): 16の2,115の2の項 (情報照会の根拠): 16の2,17,18,19,115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): 第12条の2 (情報照会の根拠): 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第25、26、153、154の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第25、27、28、29、153の項	事後	重要な変更当たらない(VRSの機能提供終了に伴う修正、法令名等の変更による修正)
	(別添1)事務の内容	※新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の事務の部分を削除	※新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の事務の部分を削除	事後	重要な変更当たらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1)事務の内容備考	追加	①住民記録システムから住民基本情報を取得する。 ②①の情報に基づき、要件に該当する各予防接種の対象者を抽出し宛名を作成、予防票を送付する。 ③対象者は予防票を持参し、定期予防接種実施医療機関にて予防接種を受ける。 ④定期予防接種実施医療機関から実施した住民の予防票が提出されるため、受理する。 ⑤受理した予防票の内容を確認し、健康情報管理システムに接種記録を入力する。 ⑥番号連携サーバーへ接種記録を登録する。 ⑦他市町村からの照会に応じて、接種記録を提供する。	事後	重要な変更にとらならない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施期間内の他部署(地域・民生生活部市民窓口課) []行政機関・独立行政法人等 []地方公共団体・地方独立行政法人 [○]民間事業者(医療機関) [○]その他(地方公共団体情報システム機構)	[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施期間内の他部署(地域・民生生活部市民窓口課) []行政機関・独立行政法人等 []地方公共団体・地方独立行政法人 []民間事業者 []その他	事後	重要な変更にとらならない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手方法	[○]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)[]フラッシュメモリ []電子メール []専用線 [○]庁内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム [○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	[○]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)[]フラッシュメモリ []電子メール []専用線 [○]庁内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム []その他	事後	重要な変更にとらならない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	住民基本情報は日次。 実施医療機関等で接種した記録は、原則月に1回提出される予防票を基に入手。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 他市区町村から接種記録の照会を受ける都度。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度。	 ・本人又は本人の代理人からは、予防接種法に規定されている各種申請を受ける都度 ・庁内連携システムでの住民基本情報は日次	事後	重要な変更にとらならない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	住民基本情報は、予防票や申請書に記載された情報と突合し、法令等に基づく接種対象であることを確認すること及び、接種勧奨に使用するために取得している。 実施医療機関等で接種した予防接種記録は、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の8に示されているとおり、記録、保管することを目的に入手するもの。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する(番号法第19条第16号)。 当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する(番号法第19条第16号)。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	住民基本情報は、予防票や申請書に記載された情報と突合し、法令等に基づく接種対象であることを確認すること及び、接種勧奨に使用するために取得している。	事後	重要な変更にとらならない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	予防接種記録は、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の8により記録、保管が義務付けられており、本人等が記入する予防票に市へ接種記録が提出されることを明示し、本人等から同意の署名を得ている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	予防接種記録は、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の8により記録、保管が義務付けられており、本人等が記入する予防票に市へ接種記録が提出されることを明示し、本人等から同意の署名を得ている。	事後	重要な変更にとらならない(VRSの機能提供終了に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1. 予防接種対象者の特定、接種動奨 住民基本情報と接種記録を基に予防接種対象者を抽出し、予防票の送付や接種動奨を行う。 2. 予防接種記録の登録、保管、管理 健康情報管理システムに医療機関等から受理した接種記録(予防票)を登録し、保管・管理を行う。 3. 申請内容等の確認 予防票再発行の受付時や市外接種の申請時に、住民基本情報や接種履歴を参照する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 1. 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 2. 当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 3. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 情報の突合 上記「⑧使用方法」欄に示す事務を正確かつ効率的に行うため、宛名番号(内部番号)及び4情報を用いて予防接種対象者の情報と突合する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。 情報の統計分析 予防接種実施状況の把握や厚生労働省及び都道府県への接種状況報告は行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行	1. 予防接種対象者の特定、接種動奨 住民基本情報と接種記録を基に予防接種対象者を抽出し、予防票の送付や接種動奨を行う。 2. 予防接種記録の登録、保管、管理 健康情報管理システムに医療機関等から受理した接種記録(予防票)を登録し、保管・管理を行う。 3. 申請内容等の確認 予防票再発行の受付時や市外接種の申請時に、住民基本情報や接種履歴を参照する。 情報の突合 上記「⑧使用方法」欄に示す事務を正確かつ効率的に行うため、宛名番号(内部番号)及び4情報を用いて予防接種対象者の情報と突合する。 情報の統計分析 予防接種実施状況の把握や厚生労働省及び都道府県への接種状況報告は行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	事後	重要な変更にあたらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理	削除	事後	重要な変更にあたらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	削除	事後	重要な変更にあたらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの一部 対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲 予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者 その妥当性 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取扱う必要がある。	削除	事後	重要な変更にあたらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	削除	事後	重要な変更にあたらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	削除	事後	重要な変更にあたらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	下記「⑥委託先名」の項より確認できる。また、長野市情報公開条例(平成13年9月25日長野市条例第30号)に基づく請求行為により確認することができる。	削除	事後	重要な変更にあたらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社ミラボ	削除	事後	重要な変更にあたらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑦再委託	再委託しない	削除	事後	重要な変更にあたらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条8号別表2 16の2	番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表第25、26の項	事後	重要な変更当たらない(VRSの機能提供終了に伴う修正、法令名等の変更による修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条8号別表2 115の2	番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表第153、154の項	事後	重要な変更当たらない(VRSの機能提供終了に伴う修正、法令名等の変更による修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3	市区町村長	削除	事後	重要な変更当たらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第16号	削除	事後	重要な変更当たらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	削除	事後	重要な変更当たらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	削除	事後	重要な変更当たらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	削除	事後	重要な変更当たらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ	削除	事後	重要な変更当たらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ⑥提供方法	[O]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	削除	事後	重要な変更当たらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ⑦時期・頻度	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	削除	事後	重要な変更当たらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p><長野市における措置> 施設にて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはパスワード等によりアクセスが制限されている。 予診票や申請書類等の紙媒体については、施設可能な書庫内に保管。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>	<p><長野市における措置> 施設にて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはパスワード等によりアクセスが制限されている。 予診票や申請書類等の紙媒体については、施設可能な書庫内に保管。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	重要な変更にとつたらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間	<p>予防接種法施行令第6条の2において、予防接種に関する記録は少なくとも5年間保存しなければならないと規定されているほか、市民からの接種履歴確認の問合せに対応するため長期間保管する必要がある。</p>	<p>市民からの接種履歴確認の問合せに対応するため長期間保管する必要がある。</p>	事後	重要な変更にとつたらない(VRSの機能提供終了に伴う修正、法令名等の変更による修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p><健康情報管理システムにおける措置> 定期予防接種は、ワクチンに応じ接種回数及び接種間隔が定まっておりますかつ接種対象年齢が幅広いため市民からの問合せに対応する必要があることから接種履歴は消去しない。</p> <p><紙媒体における措置> 紙媒体の保存期限は5年と定めており、保存期限を過ぎた紙媒体については定期的に行われている庁内の機密文書の廃棄により溶解処理をしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 当市の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 当市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>	<p><健康情報管理システムにおける措置> 定期予防接種は、ワクチンに応じ接種回数及び接種間隔が定まっておりますかつ接種対象年齢が幅広いため市民からの問合せに対応する必要があることから接種履歴は消去しない。</p> <p><紙媒体における措置> 紙媒体の保存期限は5年と定めており、保存期限を過ぎた紙媒体については定期的に行われている庁内の機密文書の廃棄により溶解処理をしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	事後	重要な変更にとつたらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	<p>※新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の特定個人情報ファイル記録項目の部分を削除</p>	<p>※新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の特定個人情報ファイル記録項目の部分を削除</p>	事後	重要な変更にとつたらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	申請時において、申請内容や本人確認書類(身分証明書)の確認を行い、対象者以外の情報を入力することがないようにしている。 紙媒体の予防接種関係情報は、4情報にて対象者であることを確認してから処理を行い、対象者以外の情報を入力を防止する。 住民基本情報は基幹ネットワークの長野市基幹システム共通ファイルのデータを取得しており、現在住民である者又はかつて住民であった者以外の情報を入力することはない。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入力する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入力するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報をワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入力するが、その際は、当市市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	申請時において、申請内容や本人確認書類(身分証明書)の確認を行い、対象者以外の情報を入力することがないようにしている。 紙媒体の予防接種関係情報は、4情報にて対象者であることを確認してから処理を行い、対象者以外の情報を入力を防止する。 住民基本情報は基幹ネットワークの長野市基幹システム共通ファイルのデータを取得しており、現在住民である者又はかつて住民であった者以外の情報を入力することはない。	事後	重要な変更にあたらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク2 リスクに対する措置の内容	<健康情報管理システムにおける措置> システムを利用する必要がある職員に対して、個人ごとにIDとパスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとしている。 システムの操作記録を保存しており、操作した職員および対象者を追跡できるようにしている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	健康情報管理システムを利用する必要がある職員に対して、個人ごとにIDとパスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとしている。 システムの操作記録を保存しており、操作した職員および対象者を追跡できるようにしている。	事後	重要な変更にあたらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	当市の住民記録システムから得ている住民基本情報は、住民記録システムへの登録担当部署にて本人確認を行っている。 医療機関等から入手する予防接種記録関係情報は、予診票または申請書等に記載されている基本4情報に基づき健康情報管理システムで突合、確認を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	当市の住民記録システムから得ている住民基本情報は、住民記録システムへの登録担当部署にて本人確認を行っている。 医療機関等から入手する予防接種記録関係情報は、予診票または申請書等に記載されている基本4情報に基づき健康情報管理システムで突合、確認を行う。	事後	重要な変更にあたらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	予防接種記録関係情報を入力、削除、修正を行う場合は、処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで正確性を担保している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	予防接種記録関係情報を入力、削除、修正を行う場合は、処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで正確性を担保している。	事後	重要な変更にあたらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク4 リスクに対する措置の内容	<p>予診票や申請書などの紙媒体は、定められた保管場所で管理し、漏えい、紛失を防止している。</p> <p>健康情報管理システムはインターネットにつながるネットワークではなく、特定個人情報を取扱う専用回線を用いる。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p>	<p>予診票や申請書などの紙媒体は、定められた保管場所で管理し、漏えい、紛失を防止している。</p> <p>健康情報管理システムはインターネットにつながるネットワークではなく、特定個人情報を取扱う専用回線を用いる。</p>	事後	重要な変更にあたらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク4 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して当市が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。</p>	削除	事後	重要な変更にあたらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>健康情報管理システムは個人番号の使用を制限しており、健康情報管理システムから目的を超えた紐付けが行われることはない。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</p>	健康情報管理システムは個人番号の使用を制限しており、健康情報管理システムから目的を超えた紐付けが行われることはない。	事後	重要な変更にあたらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<p>端末を使用するための生体認証を行っており、システムにログインするためにはユーザーID、パスワードによる認証を行っている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザーID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、当市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。</p>	<p>端末を使用するための生体認証を行っており、システムにログインするためにはユーザーID、パスワードによる認証を行っている。</p>	事後	重要な変更にあたらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	<p>健康情報管理システムのアクセス権限は、人事異動等ユーザーに変更が生じた際はユーザーIDの管理者がアクセス権限の登録、失効を速やかに行っている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員が異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際には速やかに把握している内容を更新する。</p>	健康情報管理システムのアクセス権限は、人事異動等ユーザーに変更が生じた際はユーザーIDの管理者がアクセス権限の登録、失効を速やかに行っている。	事後	重要な変更にあたらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	健康情報管理システムのアクセス権限は、人事異動等ユーザーに変更が生じた際はユーザーIDの管理者がアクセス権限の登録、失効を速やかに行っている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効し、必要に応じて失効する。 当市が指定する管理者は、定期的にユーザーID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	健康情報管理システムのアクセス権限は、人事異動等ユーザーに変更が生じた際はユーザーIDの管理者がアクセス権限の登録、失効を速やかに行っている。	事後	重要な変更にとらならない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	システムの使用履歴をアクセスログとして保存しており、使用した対象者の宛名番号を記録している。 記録は健康管理システムで確認できる。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。	システムの使用履歴をアクセスログとして保存しており、使用した対象者の宛名番号を記録している。 記録は健康管理システムで確認できる。	事後	重要な変更にとらならない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4 リスクに対する措置の内容	システムからの抽出データには個人番号を含めることができない仕組みにしている。 よって、端末に特定個人情報ファイルが作成されないようにしている。 システム上、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 住民記録システムや健康情報管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ちだし等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	システムからの抽出データには個人番号を含めることができない仕組みにしている。 よって、端末に特定個人情報ファイルが作成されないようにしている。 システム上、情報の複製は行えない仕組みとなっている。	事後	重要な変更にとらならない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報を使用する場面に必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市から転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。 プライバシーマーク及びISMS認証を取得している事業者に限る。 個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置の3つについて確認する。	削除	事後	重要な変更にとらならない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	プライバシーマーク及びISMS認証を取得している事業者に限る。 個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置の3つについて確認する。	事後	重要な変更にとらならない(VRSの機能提供終了に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない	[○]提供・移転しない	事後	重要な変更にとらならない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク1 リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会、提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供において、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会、提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事後	重要な変更にとらならない(VRSの機能提供終了に伴う修正、法令名等の変更による修正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p><長野市における措置></p> <p>セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋にサーバーを設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための、統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー設置場所等への入退室記録管理、施設管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 	<p><長野市における措置></p> <p>セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋にサーバーを設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	事後	重要な変更にとらならない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p><長野市における措置></p> <p>・不正プログラム対策</p> <p>コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新する。</p> <p>また、情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は半月に一度、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。</p> <p>不正アクセス対策</p> <p>不正な外部からのアクセスについてはファイアウォールで遮断する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 <p>当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能も備えている。</p> <p>・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p><長野市における措置></p> <p>・不正プログラム対策</p> <p>コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。</p> <p>また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新する。</p> <p>また、情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は半月に一度、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。</p> <p>不正アクセス対策</p> <p>不正な外部からのアクセスについてはファイアウォールで遮断する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	事後	重要な変更にとらならない(VRSの機能提供終了に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	<p>評価書の記載内容に沿って運用がなされていることを年に1回担当部署内でチェックする。チェックの結果、不備が生じていることが明らかになった際は、速やかにその問題を究明し、是正する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p>評価書の記載内容に沿って運用がなされていることを年に1回担当部署内でチェックする。チェックの結果、不備が生じていることが明らかになった際は、速やかにその問題を究明し、是正する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	事後	重要な変更当たらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<p><長野市における措置> 個人情報保護、情報セキュリティ担当部署が以下の観点により内部監査を年1回実施し、その監査の結果を踏まえて体制や規定を改善していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	<p><長野市における措置> 個人情報保護、情報セキュリティ担当部署が以下の観点により内部監査を年1回実施し、その監査の結果を踏まえて体制や規定を改善していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	事後	重要な変更当たらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	IV その他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><長野市における措置> 全職員を対象に情報セキュリティについて自己点検、e-ラーニング等を通じ継続的に教育・啓発を実施する。</p> <p>違反行為を行った者には、指導を行い、違反行為の内容によっては、懲戒処分の対象となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ対策等を実施することとしている。</p> <p>中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p><長野市における措置> 全職員を対象に情報セキュリティについて自己点検、e-ラーニング等を通じ継続的に教育・啓発を実施する。</p> <p>違反行為を行った者には、指導を行い、違反行為の内容によっては、懲戒処分の対象となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ対策等を実施することとしている。</p> <p>中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	事後	重要な変更当たらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事後	重要な変更当たらない(VRSの機能提供終了に伴う修正)
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	総務部 総務課 文書情報管理室 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地	総務部 文書情報管理課 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地	事後	重要な変更当たらない(請求先担当課名の変更)
	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①連絡先	保健所 健康課 380-0928 長野市若里六丁目6番1号 電話番号 026-226-9960	保健所 健康課 380-0928 長野市若里六丁目6番1号 電話番号 026-226-9964	事後	重要な変更当たらない(電話番号の変更)